

航空路線利用促進事業委託業務（成田路線）プロポーザル審査要領

1 目的

この要領は、航空路線利用促進事業委託業務（成田路線）を委託する業者をプロポーザル（企画提案）方式で選定する手続きに関して、必要な事項を定める。

2 審査の項目及び点数

総合点数は500点（審査委員一人当たり100点）とし、審査項目と審査項目ごとの審査委員1人当たりの配点は次のとおりとする。

- | | |
|---------------|-----|
| (1) 業務に対する考え方 | 30点 |
| (2) 企画内容 | |
| ・キャンペーン広報 | 50点 |
| (3) 実施体制 | 10点 |
| (4) 経費見積 | 10点 |

3 審査方法等

航空路線利用促進事業委託業務（成田路線）プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）では、航空路線利用促進事業委託業務（成田路線）公募型プロポーザル企画提案書作成要領に基づき提出された企画提案書と審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行う。

(1) 日時、場所（予定）

日時：令和5年8月下旬

場所：高知市内

※プロポーザル参加申込者へは、別途通知する

(2) 審査委員会におけるプレゼンテーション

- ① プレゼンテーションの時間は、1事業者20分以内とする。
- ② プレゼンテーションの順番は、県への参加申込書の到着順とする。
- ③ 各事業者のプレゼンテーション終了後に、審査委員からの質疑の時間を設ける。
- ④ プレゼンテーションに使用する資料は、企画提案書のみとし、新たな資料等の使用は認めない。
- ⑤ 各事業者の出席者の上限は、3名とする。

(3) 審査方法

- ① 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別紙「審査基準」に基づいて審査を行う。
- ② すべての参加者の審査終了と同時に、各審査委員の審査結果を集計し、候補者と次点者を決定する。
- ③ 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、各審査委員の多数決投票により、候補者と次点者を選定し、同点となったときは、審査委員長の判断により決定する。

審査基準

審査の項目	審査の視点	配点
1 業務に対する考え方	<ul style="list-style-type: none">・ 事業の実施目的やねらいを十分に理解しているか・ 事業の実施目的を実現しようとする姿勢が見られるか	30点
2 企画内容 (キャンペーン 広報)	<ul style="list-style-type: none">・ 趣旨が伝わり、かつ目を引く広報となっているか・ 媒体の選定にあたっての考え方は適切か・ 高知＝成田路線の認知度向上及び送客需要の喚起につながるような内容になっているか	50点
3 実施体制	<ul style="list-style-type: none">・ 事業目的を実現するために必要な人員数を確保できているか・ 事業目的を実現するために必要な能力、経験を有する人員を充てているか	10点
4 経費見積	<ul style="list-style-type: none">・ 見積は安価か・ 費用対効果を踏まえた企画提案がなされているか	10点